

副校長及び主幹教諭の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第27号

副校長及び主幹教諭の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(県立学校学則の一部改正)

第1条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員組織)</p> <p>第10条 学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p><u>2 学校には、副校長、主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、中学校に、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。</u></p> <p>第11条 学校には、保健主事、人権・同和教育主任、教務主任、学年主任及び司書教諭を置く。<u>ただし、保健主事、人権・同和教育主任、教務主任又は学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、当該職員をそれぞれ置かないことができる。</u></p> <p>2 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部には、進路指導主事及び生徒指導主事を置く。<u>ただし、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、それぞれ置かないことができる。</u></p> <p>3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。<u>ただし、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。</u></p> <p>4 農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。<u>ただし、農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場長を置かないことができる。</u></p> <p>5 略</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第10条 学校には、校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>第11条 学校には、保健主事、人権・同和教育主任、教務主任、学年主任及び司書教諭を置く。</p> <p>2 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部には、進路指導主事及び生徒指導主事を置く。</p> <p>3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。</p> <p>4 農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。</p> <p>5 香川県立香川中部養護学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学</p>

6 中学校には、現職教育主任を置く。

(寄宿舎)

第20条 略

2 寄宿舎には、寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員を置く。ただし、寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。

(寄宿舎)

第20条 香川県立農業経営高等学校、香川県立盲学校、香川県立聾学校、香川県立香川中部養護学校及び香川県立高松養護学校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎には、寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員を置く。

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 略</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額(その額が給料月額<sup>の</sup>100分の4.5を超えるときは、給料月額<sup>の</sup>100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員等<sup>に</sup>あつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員<sup>に</sup>あつてはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)とする。ただし、その額が当該職員の給料月額<sup>の</sup>100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額<sup>の</sup>100分の25に相当する額とする。</p>
<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額<sup>は</sup>、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額(育児短時間勤務職員等<sup>に</sup>あつてはその額に勤務時間等条例第</p>

(1)～(5) 略

(6) 条例第22条第1項第2号に規定する副校長 57,000円

(7)・(8) 略

2～4 略

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2 略

(1) 主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であること。

(2)～(4) 略

3～6 略

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表  
(第8条の2関係)

職務の級	調整基本額
1級	略
2級	略
特2級	11,500円
3級	略
4級	略

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)

職務の級	調整基本額
1級	略
2級	略
特2級	11,200円
3級	略
4級	略

3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項から第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)とする。

(1)～(5) 略

(6)・(7) 略

2～4 略

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2 条例第23条第1項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する職員であることとする。

(1) 教諭、助教諭又は講師であること。

(2)～(4) 略

3～6 略

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表  
(第8条の2関係)

職務の級	調整基本額
1級	略
2級	略
3級	略
4級	略

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)

職務の級	調整基本額
1級	略
2級	略
3級	略
4級	略

(香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第3条 香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(評定者及び調整者) 第6条 略				(評定者及び調整者) 第6条 勤務評定を行う者(以下「評定者」という。)及び勤務評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次のとおりとする。					
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者	調整者		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	調整者
	校長	県教育長				校長	県教育長		
	副校長、教頭、事務部長、事務長及び船長	校長		県教育長		教頭、事務部長、事務長及び船長	<u>被評定者の所属する学校の校長</u>		県教育長
	主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手	副校長又は教頭	校長	県教育長		教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手	<u>被評定者の所属する学校の教頭</u>	<u>被評定者の所属する学校の校長</u>	県教育長
	事務職員(事務部長及び事務長を除く。)並びに技術職員及び技能職員(船員を除く。)	事務部長又は事務長	校長	県教育長		事務職員(事務部長及び事務長を除く。)並びに技術職員及び技能職員(船員を除く。)	<u>被評定者の所属する学校の事務部長又は事務長</u>	<u>被評定者の所属する学校の校長</u>	県教育長
	技術職員及び技能職員のうち船員であるもの(船長を除く。)	船長	校長	県教育長		技術職員及び技能職員のうち船員であるもの(船長を除く。)	<u>被評定者の所属する学校の船長</u>	<u>被評定者の所属する学校の校長</u>	県教育長
2	略				2	略			

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(保健主事) 第17条 学校には、保健主事を置く。 <u>ただし、次項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、</u>		(保健主事) 第17条 学校には、保健主事を置く。	

保健主事を置かないことができる。

2・3 略

(人権・同和教育主任)

第17条の2 学校には、人権・同和教育主任を置く。ただし、次項に規定する人権・同和教育主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、人権・同和教育主任を置かないことができる。

2・3 略

(司書教諭)

第17条の3 略

2 略

3 司書教諭は、その学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は教諭で司書教諭の講習を修了したもののうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(事務部長等)

第18条 学校には、次の職員のうち必要な職員を置く。

(1)～(5) 略

2～5 略

(教務主任及び学年主任)

第27条の2 中学校には、教務主任及び学年主任を置く。ただし、次項に規

2 保健主事は、校長の監督を受け、保健、安全等に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、その学校の教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(人権・同和教育主任)

第17条の2 学校には、人権・同和教育主任を置く。

2 人権・同和教育主任は、校長の監督を受け、人権教育及び同和教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 人権・同和教育主任は、その学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(司書教諭)

第17条の3 学校には、司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 司書教諭は、その学校の教諭で司書教諭の講習を修了したもののうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(事務部長等)

第18条 学校には、次の職員を置く。

- (1) 事務部長
- (2) 事務長
- (3) 事務部長補佐
- (4) 主任
- (5) その他の職員

2～5 略

(教務主任及び学年主任)

第27条の2 中学校には、教務主任及び学年主任を置く。

定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第3項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

2～4 略

(生徒指導主事及び進路指導主事)

第27条の4 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、次項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、第3項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。

2～4 略

(学科主任)

第32条 2以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、次項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

2・3 略

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 教務主任及び学年主任は、その中学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(生徒指導主事及び進路指導主事)

第27条の4 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事は、その中学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(学科主任)

第32条 2以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

- 2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学科主任は、その高等学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(農場長)

第32条の2 農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置く。ただし、次項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場長を置かないことができる。

2・3 略

(寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員)

第34条の2 寄宿舎を置く高等学校には、寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員を置く。ただし、次項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、第3項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

2～5 略

(準用)

第41条の2 略

(主事)

第42条 略

(農場長)

第32条の2 農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置く。

- 2 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。
- 3 農場長は、その高等学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員)

第34条の2 寄宿舎を置く高等学校には、寮務主任、舎監及び寄宿舎指導員を置く。

- 2 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。
- 4 略
- 5 寮務主任及び舎監は、その高等学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(準用)

第41条の2 第27条の2及び第27条の4から第27条の6までの規定は、高等学校について準用する。

(主事)

第42条 香川県立香川中部養護学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。

- 2 主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務をつかさどる。
- 3 主事は、その部に属する教諭のうちから、校長の意見をきいて、教育委員会が命ずる。

(準用)  
第46条 略

(準用)  
第46条 第27条の2、第27条の6、第34条の2及び第34条の3の規定は、特別支援学校について準用する。この場合において、第34条の2第3項及び第4項並びに第34条の3第2項中「生徒」とあるのは、「幼児、児童又は生徒」と読み替えるものとする。  
2 第27条の4の規定は、特別支援学校の中学部及び高等部について準用する。  
3 第32条、第37条、第38条及び第40条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第5条 通勤手当に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>第2号様式(第3条関係)</p> <p>所属長印 <span style="float: right;">特別急行列車等利用届</span></p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>通勤手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <p>略</p> <p>通勤経路の略図(Aの場合の経路を朱線で、Bの場合の経路を青線で記入すること。)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>定期券の月数</td> <td>定期券の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>異 動 日 付</td> <td>(西暦4桁)</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">返 納</td> <td>返納対象支給基準日</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>返納額(確定支給額)</td> <td>円 (円)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり決定する。</p>	定期券の月数	定期券の額	円	異 動 日 付	(西暦4桁)	年 月 日	返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日	返納額(確定支給額)	円 (円)	<p>第2号様式(第3条関係)</p> <p>所属長印 <span style="float: right;">特別急行列車等利用届</span></p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>通勤手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <p>略</p> <p>通勤経路の略図(Aの場合の経路を朱線で、Bの場合の経路を青線で記入すること。)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>定期券の月数</td> <td>定期券の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>異 動 日 付</td> <td>(西暦4桁)</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">返 納</td> <td>返納対象支給基準日</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>返納額(確定支給額)</td> <td>円 (円)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり決定する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所長</td> <td>補佐</td> <td>事務長</td> <td>係員</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	定期券の月数	定期券の額	円	異 動 日 付	(西暦4桁)	年 月 日	返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日	返納額(確定支給額)	円 (円)	所長	補佐	事務長	係員	校長			
定期券の月数	定期券の額	円																													
異 動 日 付	(西暦4桁)	年 月 日																													
返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日																													
	返納額(確定支給額)	円 (円)																													
定期券の月数	定期券の額	円																													
異 動 日 付	(西暦4桁)	年 月 日																													
返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日																													
	返納額(確定支給額)	円 (円)																													
所長	補佐	事務長	係員																												
校長																															



第3号様式(第4条関係)

特別急行列車等利用実績票

略 殿 通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。 年 月 日受理

特急券、領収書等	
特急用定期券の利用期間	日から 日まで
特別料金等の総額	出勤時 A 円
	B 円
	退勤時 A 円
	B 円
合計	円
通勤手当の月額	円
上記のとおり決定する。	

略

第3号様式(第4条関係)

特別急行列車等利用実績票

略 殿 通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。 年 月 日受理

特急券、領収書等									
特急用定期券の利用期間	日から 日まで								
特別料金等の総額	出勤時 A 円								
	B 円								
	退勤時 A 円								
	B 円								
合計	円								
通勤手当の月額	円								
上記のとおり決定する。	<table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>補佐</td> <td>事務長</td> <td>係員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所長	補佐	事務長	係員				
所長	補佐	事務長	係員						

略

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第6条 教育職員免許状に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項又は附則第8項若しくは第12項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願い出る者が免許法附則第8項又は第12項の規定による授与を願い出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第12項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 履歴書</p> <p>(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 免許法第16条の2第1項、第16条の4第3項又は第17条の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

- (3) 履歴書
- (4) 略

5 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則第6項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 履歴書
- (5) 略

6 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項又は第3項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 履歴書
- (5) 略

（教育職員検定の合格による免許状授与の出願）

第11条 第5条から前条までに規定する教育職員検定に合格した者で免許状の授与を願い出るものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 履歴書
- (3) 略

2 略

（旧令による免許状を有する者の交付の出願）

第12条 施行法第1条第3項の規定による免許状の交付を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあつては、第2号に掲げる書類を省略することができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 履歴書
- (5) 略

2 略

（様式）

第16条 この規則の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

（教育職員検定の合格による免許状授与の出願）

第11条 略

（旧令による免許状を有する者の交付の出願）

第12条 略

（様式）

第16条 略

第13号様式 (第16条関係)

(A) 略

左欄	右欄
略 履歴書 略	略 第13号様式 略

第13号様式 (第16条関係)

(A) 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな 氏 名				旧 姓			生年月日	年 月 日
				改姓年月日	年 月 日			
現 住 所					連 絡 先			
学 歴  (小学校以上の教育について書くこと。)	学校(学部・学科)名	課程等	修業年限	修 学 期 間	卒業、中退又は 在学中の別	所 在 地		
			年	年 月～ 年 月				
			年	年 月～ 年 月				
			年	年 月～ 年 月				
			年	年 月～ 年 月				
現在有する教育職員免許状	種 類	教 科	授与年月日	授 与 権 者	番 号			
授与を願い出ようとする教育職員免許状の基礎資格等(保健師の免許、第1級総合無線通信士の資格等)								
記載注意 課程等の欄は、全日制、定時制、通信制、夜間又は通信の別を書くこと。								

(B)

期	間	職	歴	任	命	権	者	
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
賞	副	年	月	日	事			由
備 考								
記載注意 職歴は、できるだけ詳しく書くこと。勤務先については、係名まで書くこと。学校の場合は、校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の別を書くこと。休職期間のある場合は、その旨朱書すること。								

(B)

期	間	職	歴	任	命	権	者	
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
年	月	日	～	年	月	日		
賞	副	年	月	日	事			由
備 考								
記載注意 職歴は、できるだけ詳しく書くこと。勤務先については、係名まで書くこと。学校の場合は、校長、教頭、教諭、助教諭等の別を書くこと。休職期間のある場合は、その旨朱書すること。								

(定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和35年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定時制通信教育手当の額)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 定時制の課程を置く県立高等学校の主幹教諭（本務として定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育に従事する者に限る。） 100分の7</u></p> <p><u>(6) 通信制の課程を置く県立高等学校の主幹教諭（本務として通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として通信教育に従事する者に限る。） 100分の5</u></p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p>	<p>(定時制通信教育手当の額)</p> <p>第1条 定時制通信教育手当の月額、給料月額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p>

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（加算を受ける職員及び加算割合） 第5条の2 略			（加算を受ける職員及び加算割合） 第5条の2 条例第24条の3第5項（条例第24条の6第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の各給料表につき人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、別表第1の左欄に掲げる給料表の区分に応じて同表の中欄に掲げる職員とする。 2 条例第24条の3第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の区分は、別表第1の中欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は、当該区分に応じて同表の右欄に定める割合とする。		
別表第1（第5条の2関係）			別表第1（第5条の2関係）		
給料表	職員	割合	給料表	職員	割合
高等学校等教育職給料表	職務の級4級の職員	略	高等学校等教育職給料表	職務の級4級の職員	略
	職務の級3級の職員	100分の10		職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級特2級の職員	略		職務の級2級の職員（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員に限る。）	略
	職務の級2級の職員（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員に限る。）				
	職務の級1級の職員（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員に限る。）				
中学校及び小学校教育職給料表	職務の級4級の職員	略	中学校及び小学校教育職給料表	職務の級4級の職員	略
	職務の級3級の職員	100分の10（副校長にあっては、100分の15）		職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級特2級の職員	100分の10		職務の級2級の職員（略	
	職務の級2級の職員（略	略			

人事委員会に協議して  
教育委員会の定める職  
員に限る。)

人事委員会に協議して  
教育委員会の定める職  
員に限る。)

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第9条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(級別標準職務) 第3条 略</p> <p>(級別資格基準表) 第4条 略</p> <p>(昇格) 第18条 職員を昇格させる場合には、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しているときにその者の属する職務の級を1級上位(その者の属する職務の級が2級である職員にあつては、<u>1級上位又は2級上位</u>)の職務の級に決定するものとする。 2～4 略</p> <p>(昇格の場合の号給)</p>	<p>(級別標準職務) 第3条 条例第5条第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第1)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(級別資格基準表) 第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表(別表第2)に定めるとおりとする。 2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。 3・4 略</p> <p>(昇格) 第18条 職員を昇格させる場合には、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しているときにその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。 2～4 略</p> <p>(昇格の場合の号給)</p>

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給（職務の級が特2級である職員を3級に昇格させた場合にあっては、特2級に昇格した日の前日に受けていた号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給）に対応する昇格時号給対応表（別表第7）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2～4 略

別表第1（第3条関係）

1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	略
2級	略
特2級	高等学校の主幹教諭の職務
3級	略
4級	略

2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	略
2級	略
特2級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
3級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
4級	略

別表第2（第4条関係）

1 高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校長	大学卒			別に定める	別に定める	別に定める
			0			
	短大卒			別に定める	別に定める	別に定める
			0			

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第7）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2～4 略

別表第1（第3条関係）

1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	中学校又は小学校の教頭の職務
4級	中学校又は小学校の校長の職務

別表第2（第4条関係）

1 高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
校長	大学卒			別に定める	別に定める
			0		
	短大卒			別に定める	別に定める
			0		

教頭	大学卒			別に定める	別に定める
		0			
	短大卒			別に定める	別に定める
		0			
主幹教諭	大学卒			別に定める	別に定める
		0			
	短大卒			別に定める	別に定める
		0			
教諭	大学卒			別に定める	別に定める
		0			
養護教諭	短大卒		2.5	別に定める	別に定める
		0	2.5		
栄養教諭	大学卒			別に定める	別に定める
		0			
助教諭	大学卒			別に定める	
		0			
養護助教諭	短大卒			別に定める	
		0			
講師	大学卒			別に定める	
		0			
実習助手	短大卒			別に定める	
		0			
寄宿舎指導員	高校卒			別に定める	
		0			

備考

1・2 略

3 「別に定める」とされている資格基準を定める場合には、人事委員会に協議するものとする。

2 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校長	大学卒			別に定める	別に定める	別に定める
		0				
	短大卒			別に定める	別に定める	別に定める
		0				
副校長	大学卒			別に定める	別に定める	
		0				
教頭	短大卒			別に定める	別に定める	
		0				

教頭	大学卒			別に定める	
		0			
	短大卒			別に定める	
		0			
教諭	大学卒			別に定める	
		0			
養護教諭	短大卒		2.5	別に定める	
		0	2.5		
栄養教諭	大学卒			別に定める	
		0			
助教諭	大学卒			別に定める	
		0			
養護助教諭	短大卒			別に定める	
		0			
講師	大学卒			別に定める	
		0			
実習助手	短大卒			別に定める	
		0			
寄宿舎指導員	高校卒			別に定める	
		0			

備考

1・2 略

2 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
校長	大学卒			別に定める	別に定める
		0			
	短大卒			別に定める	別に定める
		0			
教頭	大学卒			別に定める	
		0			
	短大卒			別に定める	
		0			



主幹教諭	大学卒		別に定める	別に定める
		0		
	短大卒		別に定める	別に定める
		0		
教諭 養護教諭	大学卒		別に定める	別に定める
		0		
栄養教諭	短大卒		別に定める	別に定める
		0		
講師 助教諭	大学卒		別に定める	
		0		
養護助教諭	短大卒		別に定める	
			0	
	高校卒		別に定める	
			0	

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数については、高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。
- 2 「別に定める」とされている資格基準を定める場合には、高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第3項の規定を準用する。

教諭 養護教諭	大学卒		別に定める	
		0		
栄養教諭	短大卒		別に定める	
		0		
講師 助教諭	大学卒		別に定める	
		0		
養護助教諭	短大卒		別に定める	
			0	
	高校卒		別に定める	
			0	

備考

- この表を適用する場合における職員の経験年数については、高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

別表第7 昇格時号給対応表(第21条関係)

## 1 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2

別表第7 昇格時号給対応表(第21条関係)

## 1 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2

43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	
79	46	55	27	
80	46	56	28	
81	47	57	29	
82	47	58	30	
83	48	59	31	
84	48	60	32	
85	49	61	33	
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	

43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	29	1	10
51	30	1	11
52	30	1	12
53	31	1	13
54	31	2	14
55	32	3	15
56	32	4	16
57	33	5	17
58	34	6	18
59	35	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	41	18	30
71	42	19	31
72	42	20	32
73	43	21	33
74	43	22	34
75	44	23	35
76	44	24	36
77	45	25	37
78	45	26	
79	46	27	
80	46	28	
81	47	29	
82	47	30	
83	48	31	
84	48	32	
85	49	33	
86	49	34	
87	50	35	
88	50	36	

89	51	65	37
90	51	66	38
91	52	67	39
92	52	68	40
93	53	69	41
94	53	70	42
95	54	71	43
96	54	72	44
97	55	73	45
98	55	74	46
99	56	75	47
100	56	76	48
101	57	77	49
102	57	78	49
103	58	79	50
104	58	80	50
105	59	81	51
106	59	81	51
107	60	82	52
108	60	82	52
109	61	83	53
110	61	83	53
111	61	84	54
112	61	84	54
113	62	85	55
114	62	85	55
115	62	86	56
116	62	86	56
117	63	87	57
118	63	87	57
119	63	88	58
120	63	88	58
121	64	89	59
122	64	89	59
123	64	90	60
124	64	90	60
125	65	91	61
126	65	91	61
127	65	92	61
128	65	92	61
129	65	93	62
130	65	93	62
131	65	94	62
132	66	94	62
133	66	95	63
134	66	95	63

89	51	37
90	51	38
91	52	39
92	52	40
93	53	41
94	53	42
95	54	43
96	54	44
97	55	45
98	55	46
99	56	47
100	56	48
101	57	49
102	57	49
103	58	50
104	58	50
105	59	51
106	59	51
107	60	52
108	60	52
109	61	53
110	61	53
111	61	54
112	61	54
113	62	55
114	62	55
115	62	56
116	62	56
117	63	57
118	63	57
119	63	58
120	63	58
121	64	59
122	64	59
123	64	60
124	64	60
125	65	61
126	65	61
127	65	61
128	65	61
129	65	62
130	65	62
131	65	62
132	66	62
133	66	63
134	66	63

135	66	96	63	
136	66	96	63	
137	66	97	64	
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

2 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1

135	66	63		
136	66	63		
137	66	64		
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

2 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1

24	16	<u>1</u>	1	1
25	17	<u>1</u>	1	1
26	18	<u>1</u>	1	1
27	19	<u>1</u>	1	1
28	20	<u>1</u>	1	1
29	21	<u>1</u>	1	1
30	22	<u>1</u>	1	1
31	23	<u>1</u>	1	1
32	24	<u>1</u>	1	1
33	25	<u>1</u>	1	1
34	26	<u>1</u>	1	1
35	27	<u>1</u>	1	1
36	28	<u>1</u>	1	1
37	29	<u>1</u>	1	1
38	30	<u>2</u>	1	1
39	31	<u>3</u>	1	1
40	32	<u>4</u>	1	1
41	33	<u>5</u>	1	1
42	34	<u>6</u>	1	1
43	35	<u>7</u>	1	1
44	36	<u>8</u>	1	1
45	37	<u>9</u>	1	1
46	38	<u>10</u>	1	1
47	39	<u>11</u>	1	1
48	40	<u>12</u>	1	1
49	41	<u>13</u>	1	1
50	41	<u>14</u>	2	1
51	42	<u>15</u>	3	1
52	42	<u>16</u>	4	1
53	43	<u>17</u>	5	1
54	43	<u>18</u>	6	1
55	44	<u>19</u>	7	1
56	44	<u>20</u>	8	1
57	45	<u>21</u>	9	1
58	46	<u>22</u>	10	2
59	47	<u>23</u>	11	3
60	48	<u>24</u>	12	4
61	49	<u>25</u>	13	5
62	49	<u>26</u>	14	6
63	50	<u>27</u>	15	7
64	50	<u>28</u>	16	8
65	51	<u>29</u>	17	9
66	51	<u>30</u>	18	10
67	52	<u>31</u>	19	11
68	52	<u>32</u>	20	12
69	53	<u>33</u>	21	13

24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13

70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	21
78	57	42	30	22
79	58	43	31	23
80	58	44	32	24
81	59	45	33	25
82	59	46	34	25
83	60	47	35	26
84	60	48	36	26
85	61	49	37	27
86	61	50	38	27
87	61	51	39	28
88	62	52	40	28
89	62	53	41	29
90	62	54	42	29
91	63	55	43	30
92	63	56	44	30
93	63	57	45	31
94	64	58	46	31
95	64	59	47	32
96	64	60	48	32
97	65	61	49	33
98	65	62	50	33
99	65	63	51	34
100	65	64	52	34
101	66	65	53	35
102	66	66	54	35
103	66	67	55	36
104	66	68	56	36
105	67	69	57	37
106	67	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	68	74	61	
111	68	75	62	
112	68	76	62	
113	69	77	63	
114	69	77	63	
115	69	78	64	

70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33
98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	35
103	66	55	36
104	66	56	36
105	67	57	37
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	

116	69	78	64
117	70	79	65
118	70	79	66
119	70	80	67
120	70	80	68
121	71	81	69
122	71	82	69
123	71	83	70
124	71	84	70
125	72	85	71
126		86	71
127		87	72
128		88	72
129		89	73
130		89	73
131		90	74
132		90	74
133		91	75
134		91	75
135		92	76
136		92	76
137		93	77
138		94	77
139		95	78
140		96	78
141		97	79
142		98	79
143		99	80
144		100	80
145		101	81
146		101	81
147		102	82
148		102	82
149		103	83

備考

- 1 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 職務の級が特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

備考

- 1 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。



(住居手当に関する規則の一部改正)

第10条 住居手当に関する規則（昭和49年香川県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																												
<p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">住 居 届（職員居住用）</p> <p>所属長印 殿 年 月 日 受理</p> <p>住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:25%; vertical-align: top;">略</td> <td style="width:25%; text-align: center;">異動日付 (支給の始期、終期等)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">年</td> <td style="width:10%; text-align: center;">月</td> <td style="width:10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">住 居 届（配偶者等居住用）</p> <p>所属長印 殿 年 月 日 受理</p> <p>住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:25%; vertical-align: top;">略</td> <td style="width:25%; text-align: center;">異動日付 (支給の始期、終期等)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">年</td> <td style="width:10%; text-align: center;">月</td> <td style="width:10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日	上記のとおり決定する。														略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日	上記のとおり決定する。														<p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">住 居 届（職員居住用）</p> <p>所属長印 殿 年 月 日 受理</p> <p>住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:25%; vertical-align: top;">略</td> <td style="width:25%; text-align: center;">異動日付 (支給の始期、終期等)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">年</td> <td style="width:10%; text-align: center;">月</td> <td style="width:10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所 長</td> <td style="text-align: center;">補 佐</td> <td style="text-align: center;">事務長</td> <td style="text-align: center;">係 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">校 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">住 居 届（配偶者等居住用）</p> <p>所属長印 殿 年 月 日 受理</p> <p>住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:25%; vertical-align: top;">略</td> <td style="width:25%; text-align: center;">異動日付 (支給の始期、終期等)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">年</td> <td style="width:10%; text-align: center;">月</td> <td style="width:10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所 長</td> <td style="text-align: center;">補 佐</td> <td style="text-align: center;">事務長</td> <td style="text-align: center;">係 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">校 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日	上記のとおり決定する。					所 長	補 佐	事務長	係 員		校 長				略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日	上記のとおり決定する。					所 長	補 佐	事務長	係 員		校 長			
略		異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日																																																																								
	上記のとおり決定する。																																																																												
略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日																																																																									
	上記のとおり決定する。																																																																												
略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日																																																																									
	上記のとおり決定する。																																																																												
	所 長	補 佐	事務長	係 員																																																																									
	校 長																																																																												
略	異動日付 (支給の始期、終期等)	年	月	日																																																																									
	上記のとおり決定する。																																																																												
	所 長	補 佐	事務長	係 員																																																																									
	校 長																																																																												

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第11条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員)</p> <p>第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「条例」という。）第24条の7第4項の教育職員は、<u>校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</u></p> <p>(権衡職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「条例」という。）第24条の7第4項の教育職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</p> <p>(権衡職員)</p> <p>第2条 条例第24条の7第3項に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第24条の7第1項に規定する職員で中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が条例第7条第9項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 条例第24条の7第1項に規定する職員で高等学校等教育職給料表の</p>

- 適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額
- (3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額
- (4) 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）第2条第1項若しくは第2項の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）第3条第1項若しくは第2項の規定による産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）
- (5) 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）
- (6) 前条に規定する職員で特別支援学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表(第3条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	4,200	<u>6,800</u>	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	<u>6,800</u>	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	<u>6,800</u>	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	<u>6,800</u>	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	<u>7,400</u>	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	<u>7,400</u>	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	<u>7,400</u>	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	<u>7,400</u>	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	<u>7,700</u>	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	<u>7,700</u>	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	<u>7,700</u>	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	<u>7,700</u>	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	<u>7,900</u>	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	<u>7,900</u>	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	<u>7,900</u>	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	<u>7,900</u>	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	<u>8,700</u>	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	<u>8,700</u>	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	<u>8,700</u>	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	<u>8,700</u>	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	<u>9,000</u>	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	<u>9,000</u>	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	<u>9,000</u>	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	<u>9,000</u>	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	<u>9,300</u>	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	<u>9,300</u>	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	<u>9,300</u>	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	<u>9,300</u>	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	<u>9,900</u>	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	<u>9,900</u>	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	<u>9,900</u>	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	<u>9,900</u>	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	<u>10,100</u>	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	<u>10,100</u>	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	<u>10,100</u>	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	<u>10,100</u>	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	<u>10,700</u>	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	<u>10,700</u>	11,700	15,900
	39	5,800	6,600	<u>10,700</u>	11,700	15,900
	40	5,800	6,600	<u>10,700</u>	11,700	15,900

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表(第3条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	3,900	4,200	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	11,700	15,900
	39	5,800	6,600	11,700	15,900
	40	5,800	6,600	11,700	15,900

## 再任用職員以外の職員

41	6,100	7,100	<u>10,900</u>	11,900	15,900
42	6,100	7,100	<u>10,900</u>	11,900	15,900
43	6,100	7,100	<u>10,900</u>	11,900	15,900
44	6,100	7,100	<u>10,900</u>	11,900	15,900
45	6,300	7,400	<u>11,100</u>	12,200	15,900
46	6,300	7,400	<u>11,100</u>	12,200	15,900
47	6,300	7,400	<u>11,100</u>	12,200	15,900
48	6,300	7,400	<u>11,100</u>	12,200	15,900
49	6,600	7,700	<u>11,400</u>	12,600	15,900
50	6,600	7,700	<u>11,400</u>	12,600	
51	6,600	7,700	<u>11,400</u>	12,600	
52	6,600	7,700	<u>11,400</u>	12,600	
53	6,800	8,300	<u>11,600</u>	12,900	
54	6,800	8,300	<u>11,600</u>	12,900	
55	6,800	8,300	<u>11,600</u>	12,900	
56	6,800	8,300	<u>11,600</u>	12,900	
57	7,000	8,600	<u>12,000</u>	13,200	
58	7,000	8,600	<u>12,000</u>	13,200	
59	7,000	8,600	<u>12,000</u>	13,200	
60	7,000	8,600	<u>12,000</u>	13,200	
61	7,200	8,900	<u>12,200</u>	13,500	
62	7,200	8,900	<u>12,200</u>	13,500	
63	7,200	8,900	<u>12,200</u>	13,500	
64	7,200	8,900	<u>12,200</u>	13,500	
65	7,400	9,600	<u>12,700</u>	13,700	
66	7,400	9,600	<u>12,700</u>	13,700	
67	7,400	9,600	<u>12,700</u>	13,700	
68	7,400	9,600	<u>12,700</u>	13,700	
69	7,700	9,900	<u>12,900</u>	14,000	
70	7,700	9,900	<u>12,900</u>	14,000	
71	7,700	9,900	<u>12,900</u>	14,000	
72	7,700	9,900	<u>12,900</u>	14,000	
73	7,900	10,200	<u>13,100</u>	14,200	
74	7,900	10,200	<u>13,100</u>	14,200	
75	7,900	10,200	<u>13,100</u>	14,200	
76	7,900	10,200	<u>13,100</u>	14,200	
77	8,100	10,500	<u>13,400</u>	14,400	
78	8,100	10,500	<u>13,400</u>	14,400	
79	8,100	10,500	<u>13,400</u>	14,400	
80	8,100	10,500	<u>13,400</u>	14,400	
81	8,200	10,800	<u>13,600</u>	14,600	
82	8,200	10,800	<u>13,600</u>	14,600	
83	8,200	10,800	<u>13,600</u>	14,600	
84	8,200	10,800	<u>13,600</u>	14,600	
85	8,400	11,100	<u>13,700</u>	14,800	
86	8,400	11,100	<u>13,700</u>	14,800	
87	8,400	11,100	<u>13,700</u>	14,800	

## 再任用職員以外の職員

41	6,100	7,100	11,900	15,900
42	6,100	7,100	11,900	15,900
43	6,100	7,100	11,900	15,900
44	6,100	7,100	11,900	15,900
45	6,300	7,400	12,200	15,900
46	6,300	7,400	12,200	15,900
47	6,300	7,400	12,200	15,900
48	6,300	7,400	12,200	15,900
49	6,600	7,700	12,600	15,900
50	6,600	7,700	12,600	
51	6,600	7,700	12,600	
52	6,600	7,700	12,600	
53	6,800	8,300	12,900	
54	6,800	8,300	12,900	
55	6,800	8,300	12,900	
56	6,800	8,300	12,900	
57	7,000	8,600	13,200	
58	7,000	8,600	13,200	
59	7,000	8,600	13,200	
60	7,000	8,600	13,200	
61	7,200	8,900	13,500	
62	7,200	8,900	13,500	
63	7,200	8,900	13,500	
64	7,200	8,900	13,500	
65	7,400	9,600	13,700	
66	7,400	9,600	13,700	
67	7,400	9,600	13,700	
68	7,400	9,600	13,700	
69	7,700	9,900	14,000	
70	7,700	9,900	14,000	
71	7,700	9,900	14,000	
72	7,700	9,900	14,000	
73	7,900	10,200	14,200	
74	7,900	10,200	14,200	
75	7,900	10,200	14,200	
76	7,900	10,200	14,200	
77	8,100	10,500	14,400	
78	8,100	10,500	14,400	
79	8,100	10,500	14,400	
80	8,100	10,500	14,400	
81	8,200	10,800	14,600	
82	8,200	10,800	14,600	
83	8,200	10,800	14,600	
84	8,200	10,800	14,600	
85	8,400	11,100	14,800	
86	8,400	11,100	14,800	
87	8,400	11,100	14,800	

88	8,400	11,100	<u>13,700</u>	14,800
89	8,500	11,400	<u>13,900</u>	14,900
90	8,500	11,400	<u>13,900</u>	14,900
91	8,500	11,400	<u>13,900</u>	14,900
92	8,500	11,400	<u>13,900</u>	14,900
93	8,700	11,600	<u>14,100</u>	15,100
94	8,700	11,600	<u>14,100</u>	15,100
95	8,700	11,600	<u>14,100</u>	15,100
96	8,700	11,600	<u>14,100</u>	15,100
97	8,800	11,800	<u>14,300</u>	15,300
98	8,800	11,800	<u>14,300</u>	15,300
99	8,800	11,800	<u>14,300</u>	15,300
100	8,800	11,800	<u>14,300</u>	15,300
101	9,000	12,200	<u>14,400</u>	15,400
102	9,000	12,200	<u>14,400</u>	15,400
103	9,000	12,200	<u>14,400</u>	15,400
104	9,000	12,200	<u>14,400</u>	15,400
105	9,100	12,400	<u>14,400</u>	15,500
106	9,100	12,400	<u>14,400</u>	
107	9,100	12,400	<u>14,400</u>	
108	9,100	12,400	<u>14,400</u>	
109	9,200	12,600	<u>14,500</u>	
110	9,200	12,600		
111	9,200	12,600		
112	9,200	12,600		
113	9,200	12,900		
114	9,200	12,900		
115	9,200	12,900		
116	9,200	12,900		
117	9,400	13,100		
118	9,400	13,100		
119	9,400	13,100		
120	9,400	13,100		
121	9,500	13,300		
122	9,500	13,300		
123	9,500	13,300		
124	9,500	13,300		
125	9,600	13,400		
126		13,400		
127		13,400		
128		13,400		
129		13,600		
130		13,600		
131		13,600		
132		13,600		
133		13,700		
134		13,700		

88	8,400	11,100		14,800
89	8,500	11,400		14,900
90	8,500	11,400		14,900
91	8,500	11,400		14,900
92	8,500	11,400		14,900
93	8,700	11,600		15,100
94	8,700	11,600		15,100
95	8,700	11,600		15,100
96	8,700	11,600		15,100
97	8,800	11,800		15,300
98	8,800	11,800		15,300
99	8,800	11,800		15,300
100	8,800	11,800		15,300
101	9,000	12,200		15,400
102	9,000	12,200		15,400
103	9,000	12,200		15,400
104	9,000	12,200		15,400
105	9,100	12,400		15,500
106	9,100	12,400		
107	9,100	12,400		
108	9,100	12,400		
109	9,200	12,600		
110	9,200	12,600		
111	9,200	12,600		
112	9,200	12,600		
113	9,200	12,900		
114	9,200	12,900		
115	9,200	12,900		
116	9,200	12,900		
117	9,400	13,100		
118	9,400	13,100		
119	9,400	13,100		
120	9,400	13,100		
121	9,500	13,300		
122	9,500	13,300		
123	9,500	13,300		
124	9,500	13,300		
125	9,600	13,400		
126		13,400		
127		13,400		
128		13,400		
129		13,600		
130		13,600		
131		13,600		
132		13,600		
133		13,700		
134		13,700		

	135		13,700			
	136		13,700			
	137		13,900			
	138		13,900			
	139		13,900			
	140		13,900			
	141		14,000			
	142		14,000			
	143		14,000			
	144		14,000			
	145		14,100			
	146		14,100			
	147		14,100			
	148		14,100			
	149		14,100			
再任用職員		6,300	7,700	<u>8,900</u>	10,100	12,900

	135		13,700			
	136		13,700			
	137		13,900			
	138		13,900			
	139		13,900			
	140		13,900			
	141		14,000			
	142		14,000			
	143		14,000			
	144		14,000			
	145		14,100			
	146		14,100			
	147		14,100			
	148		14,100			
	149		14,100			
再任用職員		6,300	7,700		10,100	12,900

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	5,000	<u>6,800</u>	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	<u>6,800</u>	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	<u>6,800</u>	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	<u>6,800</u>	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	<u>7,400</u>	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	<u>7,400</u>	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	<u>7,400</u>	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	<u>7,400</u>	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	<u>7,700</u>	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	<u>7,700</u>	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	<u>7,700</u>	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	<u>7,700</u>	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	<u>7,900</u>	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	<u>7,900</u>	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	<u>7,900</u>	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	<u>7,900</u>	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	<u>8,700</u>	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	<u>8,700</u>	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	<u>8,700</u>	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	<u>8,700</u>	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	<u>9,000</u>	11,700	15,100

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100

22	4,900	6,200	<u>9,000</u>	11,700	15,100
23	4,900	6,200	<u>9,000</u>	11,700	15,100
24	4,900	6,200	<u>9,000</u>	11,700	15,100
25	5,100	6,600	<u>9,300</u>	11,900	15,300
26	5,100	6,600	<u>9,300</u>	11,900	15,300
27	5,100	6,600	<u>9,300</u>	11,900	15,300
28	5,100	6,600	<u>9,300</u>	11,900	15,300
29	5,400	7,100	<u>9,900</u>	12,200	15,500
30	5,400	7,100	<u>9,900</u>	12,200	15,500
31	5,400	7,100	<u>9,900</u>	12,200	15,500
32	5,400	7,100	<u>9,900</u>	12,200	15,500
33	5,600	7,400	<u>10,100</u>	12,600	15,800
34	5,600	7,400	<u>10,100</u>	12,600	15,800
35	5,600	7,400	<u>10,100</u>	12,600	15,800
36	5,600	7,400	<u>10,100</u>	12,600	15,800
37	5,800	7,700	<u>10,700</u>	12,900	15,900
38	5,800	7,700	<u>10,700</u>	12,900	15,900
39	5,800	7,700	<u>10,700</u>	12,900	15,900
40	5,800	7,700	<u>10,700</u>	12,900	15,900
41	6,100	8,300	<u>10,900</u>	13,200	15,900
42	6,100	8,300	<u>10,900</u>	13,200	15,900
43	6,100	8,300	<u>10,900</u>	13,200	15,900
44	6,100	8,300	<u>10,900</u>	13,200	15,900
45	6,300	8,600	<u>11,100</u>	13,500	15,900
46	6,300	8,600	<u>11,100</u>	13,500	15,900
47	6,300	8,600	<u>11,100</u>	13,500	15,900
48	6,300	8,600	<u>11,100</u>	13,500	15,900
49	6,600	8,900	<u>11,400</u>	13,700	15,900
50	6,600	8,900	<u>11,400</u>	13,700	15,900
51	6,600	8,900	<u>11,400</u>	13,700	15,900
52	6,600	8,900	<u>11,400</u>	13,700	15,900
53	6,800	9,600	<u>11,600</u>	14,000	15,900
54	6,800	9,600	<u>11,600</u>	14,000	15,900
55	6,800	9,600	<u>11,600</u>	14,000	15,900
56	6,800	9,600	<u>11,600</u>	14,000	15,900
57	7,000	9,900	<u>12,000</u>	14,200	15,900
58	7,000	9,900	<u>12,000</u>	14,200	15,900
59	7,000	9,900	<u>12,000</u>	14,200	15,900
60	7,000	9,900	<u>12,000</u>	14,200	15,900
61	7,200	10,200	<u>12,200</u>	14,400	15,900
62	7,200	10,200	<u>12,200</u>	14,400	15,900
63	7,200	10,200	<u>12,200</u>	14,400	15,900
64	7,200	10,200	<u>12,200</u>	14,400	15,900
65	7,400	10,500	<u>12,700</u>	14,600	15,900
66	7,400	10,500	<u>12,700</u>	14,600	15,900
67	7,400	10,500	<u>12,700</u>	14,600	15,900
68	7,400	10,500	<u>12,700</u>	14,600	15,900

22	4,900	6,200	11,700	15,100
23	4,900	6,200	11,700	15,100
24	4,900	6,200	11,700	15,100
25	5,100	6,600	11,900	15,300
26	5,100	6,600	11,900	15,300
27	5,100	6,600	11,900	15,300
28	5,100	6,600	11,900	15,300
29	5,400	7,100	12,200	15,500
30	5,400	7,100	12,200	15,500
31	5,400	7,100	12,200	15,500
32	5,400	7,100	12,200	15,500
33	5,600	7,400	12,600	15,800
34	5,600	7,400	12,600	15,800
35	5,600	7,400	12,600	15,800
36	5,600	7,400	12,600	15,800
37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	15,900
39	5,800	7,700	12,900	15,900
40	5,800	7,700	12,900	15,900
41	6,100	8,300	13,200	15,900
42	6,100	8,300	13,200	15,900
43	6,100	8,300	13,200	15,900
44	6,100	8,300	13,200	15,900
45	6,300	8,600	13,500	15,900
46	6,300	8,600	13,500	15,900
47	6,300	8,600	13,500	15,900
48	6,300	8,600	13,500	15,900
49	6,600	8,900	13,700	15,900
50	6,600	8,900	13,700	15,900
51	6,600	8,900	13,700	15,900
52	6,600	8,900	13,700	15,900
53	6,800	9,600	14,000	15,900
54	6,800	9,600	14,000	15,900
55	6,800	9,600	14,000	15,900
56	6,800	9,600	14,000	15,900
57	7,000	9,900	14,200	15,900
58	7,000	9,900	14,200	15,900
59	7,000	9,900	14,200	15,900
60	7,000	9,900	14,200	15,900
61	7,200	10,200	14,400	15,900
62	7,200	10,200	14,400	15,900
63	7,200	10,200	14,400	15,900
64	7,200	10,200	14,400	15,900
65	7,400	10,500	14,600	15,900
66	7,400	10,500	14,600	15,900
67	7,400	10,500	14,600	15,900
68	7,400	10,500	14,600	15,900



再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	7,700	10,800	<u>12,900</u>	14,800
	70	7,700	10,800	<u>12,900</u>	14,800
	71	7,700	10,800	<u>12,900</u>	14,800
	72	7,700	10,800	<u>12,900</u>	14,800
	73	7,900	11,100	<u>13,100</u>	14,900
	74	7,900	11,100	<u>13,100</u>	14,900
	75	7,900	11,100	<u>13,100</u>	14,900
	76	7,900	11,100	<u>13,100</u>	14,900
	77	8,100	11,400	<u>13,400</u>	15,100
	78	8,100	11,400	<u>13,400</u>	
	79	8,100	11,400	<u>13,400</u>	
	80	8,100	11,400	<u>13,400</u>	
	81	8,200	11,600	<u>13,600</u>	
	82	8,200	11,600	<u>13,600</u>	
	83	8,200	11,600	<u>13,600</u>	
84	8,200	11,600	<u>13,600</u>		
85	8,400	11,800	<u>13,700</u>		
86	8,400	11,800	<u>13,700</u>		
87	8,400	11,800	<u>13,700</u>		
88	8,400	11,800	<u>13,700</u>		
89	8,500	12,200	<u>13,900</u>		
90	8,500	12,200	<u>13,900</u>		
91	8,500	12,200	<u>13,900</u>		
92	8,500	12,200	<u>13,900</u>		
93	8,700	12,400	<u>14,100</u>		
94	8,700	12,400	<u>14,100</u>		
95	8,700	12,400	<u>14,100</u>		
96	8,700	12,400	<u>14,100</u>		
97	8,800	12,600	<u>14,300</u>		
98	8,800	12,600	<u>14,300</u>		
99	8,800	12,600	<u>14,300</u>		
100	8,800	12,600	<u>14,300</u>		
101	9,000	12,900	<u>14,400</u>		
102	9,000	12,900	<u>14,400</u>		
103	9,000	12,900	<u>14,400</u>		
104	9,000	12,900	<u>14,400</u>		
105	9,100	13,100	<u>14,400</u>		
106	9,100	13,100	<u>14,400</u>		
107	9,100	13,100	<u>14,400</u>		
108	9,100	13,100	<u>14,400</u>		
109	9,200	13,300	<u>14,500</u>		
110	9,200	13,300			
111	9,200	13,300			
112	9,200	13,300			
113	9,200	13,400			
114	9,200	13,400			
115	9,200	13,400			

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	7,700	10,800	14,800
	70	7,700	10,800	14,800
	71	7,700	10,800	14,800
	72	7,700	10,800	14,800
	73	7,900	11,100	14,900
	74	7,900	11,100	14,900
	75	7,900	11,100	14,900
	76	7,900	11,100	14,900
	77	8,100	11,400	15,100
	78	8,100	11,400	
	79	8,100	11,400	
	80	8,100	11,400	
	81	8,200	11,600	
	82	8,200	11,600	
	83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600		
85	8,400	11,800		
86	8,400	11,800		
87	8,400	11,800		
88	8,400	11,800		
89	8,500	12,200		
90	8,500	12,200		
91	8,500	12,200		
92	8,500	12,200		
93	8,700	12,400		
94	8,700	12,400		
95	8,700	12,400		
96	8,700	12,400		
97	8,800	12,600		
98	8,800	12,600		
99	8,800	12,600		
100	8,800	12,600		
101	9,000	12,900		
102	9,000	12,900		
103	9,000	12,900		
104	9,000	12,900		
105	9,100	13,100		
106	9,100	13,100		
107	9,100	13,100		
108	9,100	13,100		
109	9,200	13,300		
110	9,200	13,300		
111	9,200	13,300		
112	9,200	13,300		
113	9,200	13,400		
114	9,200	13,400		
115	9,200	13,400		

116	9,200	13,400			
117	9,400	13,600			
118	9,400	13,600			
119	9,400	13,600			
120	9,400	13,600			
121	9,500	13,700			
122	9,500	13,700			
123	9,500	13,700			
124	9,500	13,700			
125	9,600	13,900			
126	9,600	13,900			
127	9,600	13,900			
128	9,600	13,900			
129	9,700	14,000			
130	9,700	14,000			
131	9,700	14,000			
132	9,700	14,000			
133	9,800	14,100			
134	9,800	14,100			
135	9,800	14,100			
136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138	9,900				
139	9,900				
140	9,900				
141	9,900				
142	9,900				
143	9,900				
144	9,900				
145	10,100				
146	10,100				
147	10,100				
148	10,100				
149	10,200				
150	10,200				
151	10,200				
152	10,200				
153	10,300				
再任用職員	6,300	7,700	<u>8,900</u>	10,100	12,900

116	9,200	13,400			
117	9,400	13,600			
118	9,400	13,600			
119	9,400	13,600			
120	9,400	13,600			
121	9,500	13,700			
122	9,500	13,700			
123	9,500	13,700			
124	9,500	13,700			
125	9,600	13,900			
126	9,600	13,900			
127	9,600	13,900			
128	9,600	13,900			
129	9,700	14,000			
130	9,700	14,000			
131	9,700	14,000			
132	9,700	14,000			
133	9,800	14,100			
134	9,800	14,100			
135	9,800	14,100			
136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138	9,900				
139	9,900				
140	9,900				
141	9,900				
142	9,900				
143	9,900				
144	9,900				
145	10,100				
146	10,100				
147	10,100				
148	10,100				
149	10,200				
150	10,200				
151	10,200				
152	10,200				
153	10,300				
再任用職員	6,300	7,700		10,100	12,900

(高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正)

第12条 高速艇に係る通勤手当に関する規則(昭和53年香川県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																														
<p>第1号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">高 速 艇 利 用 届</p> <p>所属長 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span> 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>高速艇に係る通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">高速艇用定期券の月数</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:35%;">左欄の定期券の額</td> <td style="width:35%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>異動日付</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">返 納</td> <td>返納対象支給基準日</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 納 額 (確定支給額)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上 記 の と お り 決 定 す る。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">高 速 艇 利 用 実 績 票</p> <p>殿</p> <p>高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width:20%;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">高速艇用回数券の領収書等</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">高速艇用定期券の利用期間</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">日から 日まで(出勤時・退勤時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">利用回数</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">出勤時</td> <td style="text-align: center;">A回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">退勤時</td> <td style="text-align: center;">A回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C回</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通勤手当の月額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上 記 の と お り 決 定 す る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決裁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p>	高速艇用定期券の月数		左欄の定期券の額	円	異動日付	(西暦4桁) 年 月 日			返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日		返 納 額 (確定支給額)		円 円	上 記 の と お り 決 定 す る。													高速艇用回数券の領収書等				高速艇用定期券の利用期間				日から 日まで(出勤時・退勤時)				利用回数	出勤時	A回		B回		C回		退勤時	A回		B回		C回		通勤手当の月額			円	上 記 の と お り 決 定 す る。				決裁				<p>第1号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">高 速 艇 利 用 届</p> <p>所属長 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span> 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>高速艇に係る通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">高速艇用定期券の月数</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:35%;">左欄の定期券の額</td> <td style="width:35%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>異動日付</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">返 納</td> <td>返納対象支給基準日</td> <td>(西暦4桁) 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返 納 額 (確定支給額)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上 記 の と お り 決 定 す る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 長</td> <td style="text-align: center;">校 長</td> <td style="text-align: center;">補 佐</td> <td style="text-align: center;">事 務 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">係 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">高 速 艇 利 用 実 績 票</p> <p>殿</p> <p>高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <p>略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width:20%;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">高速艇用回数券の領収書等</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">高速艇用定期券の利用期間</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">日から 日まで(出勤時・退勤時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">利用回数</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">出勤時</td> <td style="text-align: center;">A回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">退勤時</td> <td style="text-align: center;">A回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B回</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C回</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通勤手当の月額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上 記 の と お り 決 定 す る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決裁</td> <td style="text-align: center;">所 長 校 長</td> <td style="text-align: center;">補 佐</td> <td style="text-align: center;">事 務 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">係 員</td> </tr> </table> <p>略</p>	高速艇用定期券の月数		左欄の定期券の額	円	異動日付	(西暦4桁) 年 月 日			返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日		返 納 額 (確定支給額)		円 円	上 記 の と お り 決 定 す る。				所 長	校 長	補 佐	事 務 長				係 員						高速艇用回数券の領収書等				高速艇用定期券の利用期間				日から 日まで(出勤時・退勤時)				利用回数	出勤時	A回		B回		C回		退勤時	A回		B回		C回		通勤手当の月額			円	上 記 の と お り 決 定 す る。				決裁	所 長 校 長	補 佐	事 務 長				係 員
高速艇用定期券の月数		左欄の定期券の額	円																																																																																																																																												
異動日付	(西暦4桁) 年 月 日																																																																																																																																														
返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日																																																																																																																																													
	返 納 額 (確定支給額)		円 円																																																																																																																																												
上 記 の と お り 決 定 す る。																																																																																																																																															
	高速艇用回数券の領収書等																																																																																																																																														
	高速艇用定期券の利用期間																																																																																																																																														
	日から 日まで(出勤時・退勤時)																																																																																																																																														
	利用回数	出勤時	A回																																																																																																																																												
			B回																																																																																																																																												
			C回																																																																																																																																												
		退勤時	A回																																																																																																																																												
			B回																																																																																																																																												
			C回																																																																																																																																												
	通勤手当の月額			円																																																																																																																																											
上 記 の と お り 決 定 す る。																																																																																																																																															
決裁																																																																																																																																															
高速艇用定期券の月数		左欄の定期券の額	円																																																																																																																																												
異動日付	(西暦4桁) 年 月 日																																																																																																																																														
返 納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日																																																																																																																																													
	返 納 額 (確定支給額)		円 円																																																																																																																																												
上 記 の と お り 決 定 す る。																																																																																																																																															
所 長	校 長	補 佐	事 務 長																																																																																																																																												
			係 員																																																																																																																																												
	高速艇用回数券の領収書等																																																																																																																																														
	高速艇用定期券の利用期間																																																																																																																																														
	日から 日まで(出勤時・退勤時)																																																																																																																																														
	利用回数	出勤時	A回																																																																																																																																												
			B回																																																																																																																																												
			C回																																																																																																																																												
		退勤時	A回																																																																																																																																												
			B回																																																																																																																																												
			C回																																																																																																																																												
	通勤手当の月額			円																																																																																																																																											
上 記 の と お り 決 定 す る。																																																																																																																																															
決裁	所 長 校 長	補 佐	事 務 長																																																																																																																																												
			係 員																																																																																																																																												

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第13条 単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>別記様式(第7条関係)</p> <p>所属長印 <span style="float: right;">単 身 赴 任 届</span></p> <p>殿</p> <p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票の写し等証明書類 通添付)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 受理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 150px; vertical-align: top;">略</td> <td style="width: 50%; height: 150px; vertical-align: top;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別紙 略</p>	略	略	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			年	月	日	異動日付(支給の始期、終期等)				上記のとおり決定する。						略				<p>別記様式(第7条関係)</p> <p>所属長印 <span style="float: right;">単 身 赴 任 届</span></p> <p>殿</p> <p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票の写し等証明書類 通添付)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 受理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 150px; vertical-align: top;">略</td> <td style="width: 50%; height: 150px; vertical-align: top;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記のとおり決定する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別紙 略</p>	略	略	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			年	月	日	異動日付(支給の始期、終期等)				上記のとおり決定する。										略			
略	略																																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			年	月	日	異動日付(支給の始期、終期等)																																											
	年	月	日																																														
異動日付(支給の始期、終期等)																																																	
上記のとおり決定する。																																																	
略																																																	
略	略																																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動日付(支給の始期、終期等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			年	月	日	異動日付(支給の始期、終期等)																																											
	年	月	日																																														
異動日付(支給の始期、終期等)																																																	
上記のとおり決定する。																																																	
略																																																	

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第14条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 条例第22条第1項第2号に掲げる副校長 7,000円</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第24条の2第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則第13号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。